

さ情審査答申第84号
平成24年7月12日

さいたま市人事委員会
委員長 加村 啓 二 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成23年4月27日付けで貴職から受けた、平成23年4月から勤務する学芸員2名の専門的知見に関する資料(以下「本件対象行政情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成23年3月24日付け人任第1750号によりさいたま市人事委員会委員長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は、結果として妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、「選考の過程で作成された他の行政情報」の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

学芸員の合格は、3月8日発表されている。選考の過程で作成された行政情報の存在が類推される。同行政情報中の人形に関する専門的知見に関する部分を開示せよ。

実施機関が特定した本件対象行政情報は、平成23年4月1日を採用予定日とする学芸員2名(以下「当該職員」という。)のさいたま市職員採用選考申込書(以下「申込書」という。)であるが、他の行政情報でも

専門的知見が書いてある文書があれば構わない。人事委員会はどのような専門的知見を持っている人を採用したのかを知りたい。

本件異議申立書において、本件処分の不開示情報である申込書の中の人形に関する専門的知見に関する部分の開示も求めたが、当該部分については、これを取下げ（平成24年1月24日付け異議申立一部取下書を提出）。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 市職員の採用に当たっては、さいたま市職員の任用に関する規則第5条の規定に基づき任命権者は、採用を予定する職及びその人数並びに採用予定年月日を人事委員会に通知することとしており、当該職員の採用選考（以下「当該選考」という。）における「人形に関する専門的知見」等の受験資格要件についても、任命権者から提示があり、それを受けて人事委員会において選考日程及び選考方法等を決定しているものである。
- 2 当該選考の経緯であるが、平成23年2月1日から同年2月16日までの期間を受験申込みの受付期間としたところ、「歴史・民俗」分野に5名、「服飾文化」分野に1名の受験申込みがあった。その申込書によって、専門的知見等の受験資格を確認し、同年2月27日に当該選考を実施している。選考内容は教養試験、論文試験、個別面接試験である。その中で、申込書に記載された専門的知見の確認及び公務員としての適格性等について評価し、当該結果をもとに同年3月7日の人事委員会において、各試験を合計した最高得点者を合格者と決定したところである。
- 3 本件対象行政情報として、受験資格要件でもある専門的知見に関する事項が記載されている当該職員の申込書を特定したものであるが、前記2のとおり、当該選考に際しては、筆記試験等を実施し、各試験を合計した最高得点者を合格者としていることから、選考過程において、申込書以外に客観的に当該職員の専門的知見の有無を示す行政情報は、存在しない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

当該選考の「平成22年度さいたま市職員選考受験案内・申込書」によると、「(仮称)岩槻人形会館」の開館準備及び開館後の当該施設において、人形文化及び人形周辺文化の作品・資料の調査研究、収集保存、企画展示等をはじめとした学芸員として専門的業務に従事するために、「歴史・民俗」、「服飾文化」の分野において採用予定人員各1名程度の採用選考試験を実

施したということである。

各分野の受験資格要件に関しては、「歴史・民俗」の分野が、「ア.昭和46年4月2日以降に生まれた人。イ.文学、芸術学等の分野における修士号取得者であり、学芸員資格を有する人。ウ.人形に関わる日本近世史、文化史、民俗学の各専門領域において、専門的知見を有する人。エ.美術館、博物館等の博物館施設等において、学芸員もしくは学芸員に相当する職種職員として、常勤または非常勤として勤務経験を有する人。」であり、「服飾文化」の分野が、「ア.昭和46年4月2日以降に生まれた人。イ.文学、芸術学等の分野における修士号取得者であり、学芸員資格を有する人。ウ.人形に関わる服飾文化の専門領域において、専門的知見を有する人。エ.教員として、常勤または非常勤として勤務経験を有する人。」である。

本件開示請求に対して、実施機関では上記の受験資格要件について当該職員本人が記載した申込書を特定し一部開示したところ、異議申立人から、当該選考の過程で作成された他の行政情報の存在が類推されるとして、異議申立書が提出されたものである。

2 本件対象行政情報について

実施機関の説明によると、本件対象行政情報として、客観的に専門的知見の有無を示す申込書を特定したということである。

しかしながら、本件請求内容を、開示請求書の記述及び異議申立人の主張を考慮したうえで、合理的に解釈すれば、当該職員本人が提出した申込書だけでなく、実施機関が当該選考の過程で専門的知見の有無を判断するために作成及び取得した情報も本件対象行政情報として特定し得るものと解するものである。

そこで、当審査会において調査したところ、申込書以外に実施機関が当該選考の過程で専門的知見の有無を判断するために作成及び取得した行政情報として、当該職員に係る「個別面接評定票」、「論文試験採点表」及び「論文試験の答案」(以下「当該情報」という。)の存在が認められる。

したがって、実施機関は当該情報を本件対象行政情報に含めて、改めて決定を行うべきところであるが、当審査会では紛争の一回的解決を図るために、当該情報の開示が妥当であるか否かについて、本諮問の答申の中で判断する。

3 当該情報について

当該情報の内容について

当該情報のうち、「個別面接評定票」及び「論文試験採点表」は、当該選考の個別面接試験と論文試験における各試験官の採点記録である。記載内容としては、「評価項目」、「着眼点」、「評点」、「備考」等があり、評

価項目の一つに「専門的知見」という項目があるほか、「備考」欄に専門的知見に対するコメントが記載されているものが存在する。

「論文試験の答案」は、当該職員本人が当該選考において提出した論文試験の答案そのものである。

開示・不開示の判断について

当該情報は、本件対象行政情報として特定し得るものであるが、前述のとおり、当該選考の過程で専門的知見の有無を判断するために実施機関が作成及び取得した個人の評価に関する情報であるとともに、職員採用試験として、実施機関において将来も反復継続して実施される事務事業に関する行政情報であるため、慎重に判断することが求められる。

まず、各分野の合格者が1名という個人識別性が排除しきれない状況の中で、当該選考の評点及び備考欄のコメント等、個人の評価に関する情報を開示することは、公にされることにより、そのことを知った本人に精神的苦痛を与えるおそれがあり、かつ、論文については本人の正当な権利利益が害されるおそれが生じるため、条例第7条第2号に定める個人に関する情報に該当する不開示情報に当たると言わざるを得ない。(平成24年5月9日付けさ情審査答申第83号当審査会答申書参照。)

また、採点記録のうち評価項目及び着眼点等については、公にすることにより、実施機関の採点基準が推定されることによって受験技術が偏重され、傾向と対策を基本とした型どおりの試験に陥るおそれがあり、受験者のありのままの考えを引き出す試験のねらいを達成できなくなることが予想されることから、条例第7条第5号に定める事務事業執行情報に該当する不開示情報に当たるといえる。(平成24年2月6日付けさ情審査答申第81号当審査会答申書参照。)

したがって、仮に実施機関が当該情報を本件対象行政情報に含めて、改めて決定を行ったとしても、当該情報を開示することは妥当ではないので、結果として、本件処分は維持されることが相当である。

- 4 異議申立人のその余の主張については、本件処分の妥当性の有無の判断に直接関係するものでなく、また、以上の当審査会の判断に影響を及ぼすものではないので、言及しない。
- 5 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので、上記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成23年 4月27日	諮問の受理
	同 年 5月13日	審議
	同 年 5月30日	実施機関から理由説明書を受理
	同 年 12月15日	審議
	平成24年 1月19日	異議申立人からの意見聴取及び審議
	同 年 3月29日	実施機関からの意見聴取及び審議
	同 年 4月19日	審議
	同 年 6月25日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)